⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure of the Hikigawa bridge in Kinki Expressway Kisei-Route
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 5 August 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 18 October 2013 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 18 October 2013 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 18 October 2013)
⑹　Contact point for tender documentation : Kensaku Takenaka the first subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年７月５日
支出負担行為担当官
四国地方整備局次長　丸山　隆英
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

○第６号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　高知港三里地区防波堤（東第一）築造工事
⑶　工事場所　高知市仁井田地先
⑷　工事内容　基礎工　１式、本体工（ケーソン式）１式、被覆・根固工　１式、上部工　１式、消波工　１式、構造物撤去工　１式、安全管理　１式
⑸　工期　契約締結日から平成26年７月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　ケーソン２函、生コンクリート　約5,000㎥、被覆ブロック　約400個、根固ブロック　約50個、消波ブロック　約550個
⑺　本工事は、入札時に、３⑴①に示す特定評価項目１、２及び３に係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型・３テーマ））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。
⑿　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）
②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が950点以上であること。）
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　特定評価項目１、２及び３に係る技術提案が適正であること。
また、技術提案が適正と認められない場合に設計図書（特記仕様書、図面、共通仕様書）に記載された内容（以下「標準案」という。）に基づいて施工する意志がある場合又は、技術提案を行わず標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案に基づいて施工する旨の資料を作成し提出すること。
⑹　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体においては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
なお、当該施工実績が平成13年４月１日以降に完成した地方整備局が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、次の１）及び２）の工事とする。
１）港湾土木工事において、質量2,000ｔ／函以上の鉄筋コンクリート製ケーソンを据え付けた工事
２）港湾土木工事において、港湾土木請負工事積算基準における港湾の係数ランクが４以上に設定された港湾工事での施工実績
（１）と２）は別件工事可）
②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次の１）の工事とする。
１）港湾土木工事において、質量1,000ｔ／函以上の鉄筋コンクリート製ケーソンを据え付けた工事
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が施工経験を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）
なお、その施工経験が平成13年４月１日以降に完成した地方整備局発注の工事である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
１）特定ＪＶの代表者、代表者以外の構成員又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、港湾土木工事において、鉄筋コンクリート製ケーソンを据え付けた工事
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。